

四日市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第52号

四日市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市営住宅条例施行規則（平成10年四日市市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15号様式を次のように改める。

第15号様式（第11条関係）

第 年 月 日  
号

市営 団地 第 号  
様

四日市市長 印

収入認定（家賃）更正決定通知書

あなたから 年 月 日付けで意見の申立てのありました収入認定について下記のとおり更正決定しましたので、四日市市営住宅条例施行規則第11条第4項の規定により通知します。

記

認定年月日	年 月 日
-------	-------

所得金額合計 A	控除金額合計 B	収入認定月額 (A - B) / 12
円	円	円

収入	収入該当者	年間所得額	収入該当者	年間所得額
		円		円
		円		円
		円	合計 A	円

控除		人	円		人	円
		人	円		人	円
		人	円		人	円
		人	円		人	円
		人	円	合計 B		円

更正決定家賃等	月額 円
---------	------

適用開始年月	年 月
--------	-----

この家賃の更正決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この家賃の更正決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません

第17号様式を次のように改める。

第17号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

市営 団地 第 号 様

四日市市長 印

収入認定（家賃）変更決定通知書

あなたから 年 月 日付けで変更の申立てのありました収入認定について下記のとおり変更決定しましたので、四日市市営住宅条例施行規則第11条第7項の規定により通知します。

記

認 定 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

所得金額合計 A	控除金額合計 B	収入認定月額 (A - B) / 12
0円	0円	0円

収 入	収入該当者	年間所得額	収入該当者	年間所得額
		円		円
		円		円
		円	合 計 A	0円

控 除		人	円		人	円
		人	円		人	円
		人	円		人	円
		人	円		人	円
		人	円	合 計 B		円

変 更 決 定 家 賃 等	月 額 円
---------------	-------

適 用 開 始 年 月	年 月
-------------	-----

この家賃の変更決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この家賃の変更決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

附 則  
この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)